



平成30年度第29号(12月)発行

北部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996  
**夜間・休日緊急(転送されます)**  
(公社)千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 岐阜県で豚コレラの疑似患畜を確認 (6例目)

### 【概要】

所在地:岐阜県関市

飼養状況:繁殖豚871頭、肥育豚6,676頭

12月23日 3,4例目の搬出制限区域内にある当該農場にて出荷  
予定豚検査を実施し、豚コレラを疑う結果が出た。

12月24日 岐阜県が再度立入検査を実施、精密検査を行い、  
25日に豚コレラの疑似患畜であることを確認した。

## 愛知県犬山市で捕獲された野生イノシシで 豚コレラ陽性！(岐阜県外では初)



### 飼養衛生管理基準の遵守

特に、下記事項1～8について再確認をお願いします。

#### 1 適切な衛生管理区域の設定

畜舎の他に、飼料給与、清掃、豚の出荷、死亡豚の管理などの  
一連の作業に関連する農場内の敷地全てを衛生管理区域とする。

#### 2 衛生管理区域専用の衣服と靴の設置、使用

衛生管理区域以外の区域で使用した衣服や靴を衛生管理区域  
内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理  
区域専用の衣服と靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者  
は、これらを確実に着用すること。交差汚染を防ぐため、交換前後  
の衣服・靴は分けて保管すること。



### 3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域外で使用した器具や重機等は、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。また、畜舎その他衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。



### 4 衛生管理区域に立ち入る者の制限

当日に他の畜産関係施設に立ち入った者、過去1週間以内に海外から入国・帰国した者については、可能な限り衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

### 5 野生動物からの病原体の侵入防止



畜舎外でのエサこぼし、死体の放置などが無いよう徹底し、野生動物をおびきよせないこと。外部からゴミを持ち込むリスクがあることから、衛生管理区域内で犬・猫等を飼わないこと。

### 6 食品残さを含む飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

食品残さ等の原材料に肉製品等が含まれる場合、原材料の中心部まで摂氏70℃以上30分間又は80℃以上3分間以上加熱する。加熱処理は計測しながら記録し、記録を保管すること。外部から導入する場合は、製品又は原料の内容、加熱状態について確認するよう努めること。

### 7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

少しでも異常があればすぐに通報を！

＜豚コレラの症状＞ 発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎、チアノーゼ、流死産



### 8 飼養管理の記録の保管

飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録する。異常があれば具体的な症状や体温を記録し、保管すること。

豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐに通報を！

**北部家畜保健衛生所** Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996  
夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください